



2023年5月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド 代表者名 代表 取 締 役 社 長 望月 圭一郎 (コード番号:9612 東証プライム) 問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎 (TEL:03-3377-9331(代表))

2023年12月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに、下記の四半期報告書を提出できないことになったため、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、下記の内容の当該四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を、関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、お知らせします。

- 1. 対象となる四半期報告書 第54期 (2023年12月期)第1四半期報告書 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)
- 延長前の提出期限 2023年5月15日
- 3. 延長が承認された場合の提出期限2023年6月14日 (第54期(2023年12月期)第1四半期 経過後75日以内)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2023 年 5 月 12 日付の適時開示「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社従業員 1 名が、制作案件の工事原価に関する下請け工事協力会社からの見積書(電子ファイル)の変造(以下、「本事案」という)をしていたことが判明したことを受け、同日付で特別調査委員会を設置し、本事案と同類の事案の有無に関する事実、組織的関与の有無などの真因の特定、及び再発防止策の検討を依頼し、現在、調査中となりますが、その経緯の要旨は以下のとおりとなります。

当年4月28日(金曜日)の夕方、内部監査室長が会計監査人から、「2023年12月期第1四半期の四半期連結財務諸表に係る四半期レビューの実施過程において、制作案件の工事原価に関する下請け工事協力会社からの見積書の電子ファイル(以下、「見積書ファイル」という)の

変造疑義について事実確認の依頼を受けました。

社内で事実確認を行ったところ、当該工事見積書の収集を担当していた工事制作部門リーダーが、自身が担当する収益認識基準のもとでの進行基準適用案件に係る履行義務の充足に係る進捗度を見積もるのに必要な見積書において、会社ルールの見積書取得期日の2023年3月17日までに取得が間に合わないので、協力会社に見積金額を聞いて同年3月14日に同社から以前の発注時に入手していた、本事案と同程度の金額の見積書ファイルを利用し、同見積書ファイル1件を変造したという事実が判明したことが判明し、当社は、同年5月10日付で会計監査人に報告しております。

その後、同日付で、会計監査人から公正かつ適切な調査を行う必要があるとの指摘を受け、 また当社としても本事案の発生を重く受け止め再発防止に資する観点からも、本事案と同類の 事案の有無に関する事実、組織的関与の有無など真因の特定、及び再発防止策の検討が必要と 判断し、外部有識者を委員に含めた特別調査委員会を設置することを同年5月12日付けで決 定し、調査を開始しております。

特別調査委員会にて、下記の6項目の調査を行う予定であります。

- ① 当該従業員へのインタビュー及び関連する役職者へのインタビュー
- ② データフォレンジック調査
- ③ 工事収益及び工事原価に係る証憑書類の変造有無の調査等
- ④ 本件に類似する案件の存否及び事実関係の調査
- (5) 本件が生じた原因の究明と再発防止策の提言
- ⑥ その他、特別調査委員会が必要と認める事項

現在、特別調査委員会による事実関係の調査を継続中であり、その特別調査委員会による調査結果を踏まえて、当社の会計監査人による追加監査手続き及び審査等が必要になるため、相応の日数を要することを見込んでおります。

以上により、当社は、法令に定める提出期限までに会計監査人から四半期レビュー報告書を受領できない見込みとなったため、本日、第54期(2023年12月期)第1四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出し、提出期限を2023年6月14日とした四半期報告書の延長に係る承認申請を行うことと致しました。

5. 今後の見通し

今回の四半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示致します。

(ご参考)

特別調査委員会設置に至った経緯の詳細は、下記の適時開示をご参照ください。

2023年5月12日付 「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」 https://ssl4.eir-parts.net/doc/9612/tdnet/2279812/00.pdf

以上